



●各部会で新春講演会・新年会を開催しました

青年部 開催日:1月25日(木) 会場:黒鳥「A alla Z」

青年部では、講師にソニー生命永井俊行氏を招いて「節税保険のウソ ～節税売りの保険屋には気をつける～」と題してご講演いただきました。日本の生命保険の加入率は約9割だが理解している人は2割も満たしていないこと、法人契約の生命保険は節税ではなく課税の繰延にすぎない為、会社の成長に適した保険に加入することが大切であること等が話されました。当日は18名の参加があり、講演終了後は恒例の新年会を開催し、親睦を深めました。



女性部 開催日:1月16日(火) 会場:レストラン三宝 新潟黒崎本店

女性部では、小山副部長より「黒崎町まち歩きガイドマップ」に基づき「大野町の歴史について」、渡部常任委員より「昔の花街である大野町の当時の様子について」ご講演いただきました。当日は25名の参加があり、講演会終了後は新年会を開催し、懇親を深めました。



工業部会 開催日:2月14日(水) 会場:板井「茂助」

工業部会では、講師に映像ディレクター小林均氏をお迎えし「Chat GPT活用入門」と題してご講演いただきました。使用の際には回答が必ずしも正しいものではないこと、個人情報や機密情報の入力はさけること等に注意して、Chat GPTを様々なシーンで利用してほしいとのことでした。当日は23名の参加があり、講演終了後は新年会を開催し、懇親を深めました。

●なりわい再建支援補助金のご案内

令和6年能登半島地震による災害のため甚大な被害を受けた地域において、新潟県が作成する復興事業計画に基づき、中小企業等が行う施設復旧に要する経費の一部を国と県が補助することにより、被災地の復旧及び復興を促進することを目的とする制度です。

- 1 対象者 新潟県に所在する令和6年能登半島地震の被害を受けた中小企業、小規模事業者等
- 2 補助対象経費 中小企業等々の施設又は設備であって、令和6年能登半島地震による災害のため損壊又は継続して使用することが困難になったもののうち、県内の施設及び設備の復旧・整備に要する経費
※資産計上されている施設・設備の復旧に要する経費が対象
- 3 補助上限額 3億円、一部1億円まで定額補助
- 4 補助率 中小企業・小規模事業者…3/4以内 ・中堅企業等…1/2以内
- 5 問い合わせ先 新潟県産業労働部地域産業振興課小規模企業支援班 (TEL:025-280-5235)
- 6 その他 公募開始時期は現在のところ未定です。新潟県のHP等でご確認ください。また、制度内容や申請手続き等について事業説明会が開催されます。詳細につきましては別紙案内をご確認ください。



●「小規模事業者持続化補助金」災害支援枠のご案内

令和6年能登半島地震により被害を受けた小規模事業者等が行う販路開拓の取組を支援します。申請に必要な経営計画策定から実施まで、商工会が支援しながら行います。2次公募が開始される予定ですので、ご希望の方は商工会までお問い合わせください。

●事業所「定期健康診断」のお知らせ

黒埼商工会館において、事業所健康診断が実施されます。どうぞこの機会にご利用ください。
なお、詳細につきましては別紙案内文書をご参照ください。

- ・日 時 令和6年4月18日(木)午前9時～11時(受付)
- ・健診機関 一般社団法人 新潟縣健康管理協会(新潟市中央区新光町11番地1)
- ・申込方法 別紙「定期健康診断申込書」に必要事項を記載のうえ、申込期限3月21日(木)までに黒埼商工会へFAXにてお申し込みください。



●「協会けんぽ」の令和6年度 保険料率変更について

全国健康保険協会(協会けんぽ)の健康保険料率及び介護保険料率が令和6年3月分(4月納付分)から変更となります。

新潟支部の健康保険料率及び介護保険料率は以下のとおりです。

健康保険料率 給与・賞与の 9.33% → **9.35%**(令和6年3月分(4月納付分)から)

介護保険料率 給与・賞与の 1.82% → **1.60%**(令和6年3月分(4月納付分)から)



保険料額表

●令和6年度雇用保険料率のご案内

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの雇用保険料率は令和5年度から変更はありません。

保険料は下記のとおりです。

- ・一般の事業 15.5/1000(うち労働者負担 6/1000・事業主負担 9.5/1000)
- ・農林水産業等 17.5/1000(うち労働者負担 7/1000・事業主負担 10.5/1000)
- ・建設業 18.5/1000(うち労働者負担 7/1000・事業主負担 11.5/1000)



保険料率表

●確定申告はお済みですか？

令和5年分の所得税、贈与税、消費税(個人事業)の申告及び納税期限は下記のとおりです。

提出期限を過ぎてしまった場合は、「期限後申告」の扱いになり、無申告加算税や延滞税、青色申告承認の取消等の不利益が発生します。期限内の申告に努めましょう。

- ・所得税・贈与税 申告・納期限 令和6年3月15日(金)
- ・消費税(個人事業) 申告・納期限 令和6年4月1日(月)

※口座振替納税利用者は 所得税 4月23日(火)、延納 5月31日(金)、消費税 4月30日(火)が振替日です。残高不足等で振替納税ができない場合、法定納期限の翌日から延滞税がかかりますので、事前に預貯金残高をご確認ください。

●新潟市西区内(黒埼・赤塚・新潟西)景況調査報告書<令和5年度下期>の掲載について

当会では新潟市西区内商工会(黒埼・赤塚・新潟西)では、地区内の小規模事業者等を対象に景況調査を年2回実施しています。

令和5年度下期の調査報告書を黒埼商工会のHPに掲載しておりますので、地域経済の現状把握及び今後の事業計画等にご活用ください。

●新潟市食文化創造都市推進プロジェクト支援事業のご案内

新潟市の食や食文化による創造的なまちづくりを推進するための取り組みを支援します。補助金を使い、新潟市の食や食文化を盛り上げるため、スタートアップとして新たなことに挑戦してみませんか？

【申請期間】 4月1日(月)～12日(金) ※3月19日(火)まで、事前相談受付中です。

【対象事業】 ・異業種と連携し、継続する意志のある事業

・食や食文化による創造的なまちづくりを推進する取り組み

【問い合わせ先】 新潟市食文化創造都市推進会議事務局(新潟市農林水産部食と花の推進課内)

TEL:025-226-1802 e-mail:info@niigata-shokubunka.com

詳細につきましては、別紙案内をご確認ください。